

26年度あすなろ福祉会法人本部事業計画

定款に定める当法人の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、 すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、 子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、 利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にする民主的な運営・経営を行います。
- 四、 公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

参考 各施設で掲げる理念

風の子保育園のめざすもの 私たちの目指す保育園 5つの柱

- ① 子ども達が集団の中でのびのび育つことのできる保育園
集団の中で一人一人が大切にされ、自主性と社会性を見につけ豊かな感情と思考力の発達もめざした保育を！
- ② 産休明けから就学まで、年齢・障害・保育時間を問わず、保育を必要とする子どもも父母の立場に立った保育の創造をめざそう！
- ③ 父母・職員・後援会・地域住民が、ひとつになって、皆でつくり皆で育て地域から愛される保育園に！
- ④ 子ども・父母・職員の立場を大切にし、皆の財産である保育園を民主的に運営しよう！
- ⑤ 保育をめぐる様々な要求を大切にし、その一つ一つを子どもと保育を必要とする父母の立場に立って、実現できる保育運動を発展させよう！

「ともの家」 設立理念

1・障がい者も主人公として精一杯生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築くことを目指します。

- 2・地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指します。
- 3・障がい者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切にしたい、民主的な経営を目指します。

26 年度基本方針

基本的には 25 年度方針を継続し、理事会としての責任機能を高める努力をより一層明確にしつつ、施設から信頼される理事会運営を目指す。

I 法人の理念の継承と具体化

法人の理念は言葉としての理解とともに、その理念が実際に施設運営にどう生かされているかと言うことの理解が重要である。理事会が職員教育に踏み出したことで、直接的に職員に語りかける機会は増えた。次のステップとしては実際の各施設の事業計画や日常運営が理念に照らしてみても整合性が取れているかという観点で理事会討議を進める努力を強める。

II 理事会の役割をどう果たすか

理事会の基本的任務

- 1 法人理念の具体化のための指導的役割を果たす。
- 2 理事会の経営責任を果たすための具体的指針作り

理事会の具体的行動について

- 1 理事会運営は 25 年度の運営を継続する。
その上で理事会討議の中心を、これからどうするかという施設経営の方向性や理念の具体化、経営計画の策定などに重点をおく。
- 2 理事会の経営責任を果たすためには施設運営の日常的なチェックが不可欠である。
監事による内部監査は 25 年度同様年 4 回を監事をお願いする。
また理事長は理事長専決事項のより厳密な執行に努める。具体的には絶対時間を確保するため、各施設月に最低一回は半日以上施設に駐在できる時間を確保するよう努める。
- 3 理事は日常的に施設訪問や、施設行事への積極的参加に努める。当面はこの件に関して数値目標などはおかない。
- 4 25 年度から実施した、理念と法人の歴史を中心とした新採用職員への新任研修は引き続き行うが、今年度は新たに施設幹部職員への理事会研修を実施する。目的は管理職としての能力アップをはかることと、法人の理念を日常的に職場にどう生かすかへの

取り組みの具体的ありかたを共に考えることにある。

- 5 各施設における正規職員採用時の面接への理事立ち会いを今年度検討する。

26年度は理事が立ち会った場合でも、基本的には参考立会いにとどめる。

目的は定款細則に定める理事長専決事項にある職員の任免に関する責任をどこまで施設に委任できるかを見極めることと、面接時にあすなる福祉会の理念をしっかりと被面接者に伝えること。

検討すべき課題は

- イ 不定期に必要な応じて採用が行われる現状での日程調整や連絡の方法など
- ロ 面接に出席する理事の分担や固定化など、理事長への過度の負担がかからないような形で分担ができるか？
- ハ 面接に同席した理事の責任と権限をどのように仕分けするか？
- ニ 従来どおりの施設で責任を持って採用する方式で大きな問題はありますか？

- 6 施設長・事務局会議は引き続き月 1 回の開催にとどめるが、その他に必要な課題が生じれば都度事務局会議を開催し、能動的に理事会をリードする。

Ⅲ 法人の経営基盤、社会的存立基盤をより強固なものとする。

各施設の運営は法人の理念に極力沿ったものであることが求められる。理念の追求の結果、経営の安定を欠くことがあってはならないが、経営の安定の追求の結果、理念がおろそかになるようなことがあってはならない

- 1 経営協議会は 26 年度も引き続き開催する。内容については 25 年度当初の計画であった風の子保育園の経営見通しについて分析をおこなう。時期は、子ども子育て新法の実施要綱が具体的になるであろう 11 月以降が望ましい。
- 2 風の子保育園の直面する子ども子育て新法の法律施行にともなう経営形態（保育所として残るか、認定子ども園に移行するか）の選択については制度設計そのものが現時点においても明確になっていない部分があり、具体的に検討しきれない部分がある。その時点で分かる範囲でも、制度施行に依り保育園経営がどのように変化するか具体的な試算をしてみる必要がある。風の子保育園が掲げる保育理念からみれば保育園としての選択であろうが、経営形態をどう判断するか経営と理念の二つの側面での検討が必要である。

試算は 保育内容の検討と、経営に与える影響を試算してみる

試算の方法

- 1 保護者の就労時間により長時間利用者・短時間利用者に区分
- 2 現在の運営費単価を長時間保育単価と想定 短時間保育単価は時間で按分
- 3 今年度の運営費の予算算出データを 長時間保育 短時間保育 2 区分に分けて算出

4 今年度の運営費の予算算出データと比較検討

試算にあたっては園からの数名（3名予定）と事務局メンバーとで検討する。

検討会は5月初旬を予定する。

国、自治体は認定子ども園へ移行させるための多種多様な誘導政策を打ち出してくるであろうことが予測されるなかで、保育所として残るためには経営基盤を固めることが必要になろう。経営形態をどうするか判断は6月下旬をめどに行う。

- 3 あすなろの家の運営については、地域密着型施設運営と施設運営の客観的評価による利用者の満足度の向上を引き続き目指す。目指す上で25年度において発生した利用者トラブルなどの事例を細かく検証し、職員に注意を喚起することにとどまらず、要因を分析し多面的に改善を図る。
- 4 ともの家の運営自体は順調であり、当面大きな問題はない。しかし障がい者分野への企業参入が拡大する中で障がいの程度の重い人たちが取り残されていこうとしている。施設での保護にとどまらず、在宅での支援体制について一施設としてできる限界はあろうが取り組む方向性を具体的に考える時期ではないか。
- 4 経理面における新会計システムは準備期間がすぎ、26年度4月当初より100%の運用が開始される。科目整理などは実務者協議に寄り進められてきたが、運用開始の結果得られる数値については日常的により迅速な経営実態の把握につなげられるよう分析能力の向上に努力する。
- 5 ホームページをリニューアルすることはすでに仕様も決定し、実施段階に進んでいる。理事会内部の情報発信機能も充実させており、実際の運用段階での内容面においてはもっと積極的な理事各位の関与をお願いしたい。

以上